

【趣 旨】

緊急時避難準備区域であった相双地域等について、厚生労働省として、現地の医療機関・福祉施設の従事者確保の支援等を行うため、平成24年1月27日福島県相双保健福祉事務所内に「厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センター」を設置した。

※相双地域等：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡（2市7町3村）及びいわき市

※平成23年10月7日から平成24年1月27日までは、「相双地域医療従事者確保支援センター」として活動）

【センターの概要】

スタッフ：4月より、それまでの体制（医系技官、医政局職員、東北厚生局職員）に看護技官、福祉関係部局職員を追加し、毎週複数名を現地に派遣。（ただし、東北厚生局職員1名は常駐している。）

業 務：①現地におけるニーズの把握

②県、市町村、被災者健康支援連絡協議会等関係機関との連絡調整

③支援活動

※全国の医療関係団体で構成する被災者健康支援連絡協議会等との連携により支援を実施

※全国社会福祉協議会、福祉医療機構及び様々なNPO・NGO等と連携し、早期の福祉事業の再開等支援

【センターの活動主な実績】

○南相馬市立総合病院への福島県立医科大学からの医師派遣を調整。（医療分野）

○南相馬市の雲雀ヶ丘病院への医師派遣を調整し、精神科の入院診療再開に貢献。（医療分野）

○平成23年10月以降、医療機関、自治体、関係団体等を6月30日現在で延べ約300回訪問し、実情やニーズの把握、関係者間の調整等を実施。（医療分野）

○平成24年2月1日から6月30日の間、自治体、関係団体、各施設、仮設住宅等を約70回にわたって訪問し、情報収集等を実施。（福祉分野）

○福島県、社会福祉協議会等と協力し「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を開催（福祉分野）

緊急時避難準備区域 ※にあった病院の状況

※H23年9月30日に解除

○職員状況：震災前と比較して、平成24年6月1日時点において、常勤医師の数は全体の約9割、看護職員の数全体の約7割に回復。

○入院状況：平成24年6月1日時点においては、5病院において、約370名の入院患者を受け入れている。

○経営状況：一定の支出は続く中で収入は激減しているが、東京電力からの賠償金の支払いが開始されている。
また、人材流出により診療報酬上の施設基準を満たせなくなるおそれもあるので、診療報酬の算定要件の緩和措置等を講じているところ。

【病院の状況】

病院名	職員状況				入院状況(6/1日時点)	
	常勤医師		看護職員※1		許可病床数(床)	入院患者数(人)
	H23.3.1	H24.6.1	H23.3.1	H24.6.1		
南相馬市立総合病院(南相馬市)	12	16	135	141	230	113
小野田病院(南相馬市)	8	7	79	62	199	67
大町病院(南相馬市)	12	12	103	69	188	63
渡辺病院(南相馬市)※4	10	3	83	36	175	0
雲雀ヶ丘病院(南相馬市)	4	3	74	43	254	36※2
高野病院(双葉郡広野町)	2	1	32	19	118	90※3
合計	48	42	506	370	1,164	369

※1 看護職員数には産休、育休、病休等を取得している者を含む。

※2 1月17日より入院診療を再開している。

※3 原子力発電所事故の発生後も、入院患者の受け入れを中止することなく継続している。

※4 渡辺病院は新地町に移転する予定のため外来のみ

- 全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣の調整を実施。

- ・福島県への医師の派遣

- 平成23年9月～12月 延べ83人、平成24年1月～5月 延べ92人 合計175人(5月28日現在)

※その他、福島県からの要請を受け、国立障害者リハビリテーションセンター病院から南相馬市内の病院へ、看護師を1名派遣(平成24年4月から6か月間)

- 中長期的な取組として、福島県において受けて福島県地域医療支援センター（国の補助事業により12月22日に設置）を活用して、キャリア形成支援と一体的に医師確保の支援を実施。

- また、平成24年度から県立医科大学の入学定員を15名増員

- 平成24年4月から定期的に、福島県相双保健福祉事務所において、相双地域における看護職員確保に関する打ち合わせを開催

- (メンバー:厚生労働省、福島県、県相双保健福祉事務所、日本看護協会、福島県看護協会、県看護協会相双支部、相馬市、南相馬市)

- 地域医療再生基金を活用して旧緊急時避難準備区域の医療機関に対する医療従事者の確保の支援を行うよう、福島県に対して働きかけ。

- ・福島県に対しては、平成22年度補正予算による地域医療再生基金として120億円を確保し、更に平成23年度3次補正予算で150億円を積み増し

- ・医師については、福島県において、地域医療再生基金を活用し、警戒区域等内の医療機関の再開等支援するための融資、県外からの医療従事者の派遣を受ける医療機関が支払う人件費、旅費等の補助や福島医科大学に設置する寄附講座への財政的支援、修学資金貸与事業などを実施。

- ・看護職員については、離職した看護職の県内での就職を支援するため、避難所、仮設住宅、公共職業安定所等公共施設等で巡回就職相談会等を実施(平成23年6月～平成24年3月までに、延べ61回開催、18人就業)、全国の看護学生・看護職員に福島県内医療機関への就職を呼びかけるため看護職就職フェア及び病院見学会を実施、災害離職者・県外流出者を雇用する県内医療機関に対する人件費の補助、看護職の出向元医療機関が負担する賃金の一部を補助する福島県在籍出向システム活用支援事業、被災した看護学生の経済的支援を行うため、修学資金特別貸与事業などを実施

【高齢者施設における介護職員不足の状況】

- 福島県が実施した調査（H24.3.29発表）によると、相双地域の特養等12施設のうち介護職員数が震災当時から減少した施設は8施設（特養5、養護1、老健2）、減少職員数は49名。

（県全体では71施設（特養46、養護2、老健23）、減少職員数は226人）

※ 障害福祉施設における職員不足の状況把握については、現在、国と福島県で協議中。

【福祉人材確保に向けた取組み】

- 「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」の開催(5/31)
厚生労働省本省、福島県、社会福祉協議会（全国及び福島県）等福祉関係団体、東北厚生局及び福島労働局で構成し、特別養護老人ホーム等の福祉人材確保対策等を検討。

（具体的な取組み）

① 県外からの介護職員等の応援

- ・ 応急的な措置として、老健局から近隣の都道府県、指定都市及び中核市に対し、3か月程度の応援職員を募集。（6/4）
- ・ 第1期募集期間（6/4～6/15）に9名の応援可能者情報が寄せられ、福島県社会福祉協議会が調整した結果、7月2日から広野町の特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」に2名（1名は15日間、1名は40日間）の応援が決定。
（福島県社会福祉協議会が8月上旬を目途に住居確保の取組みを進めており、引き続き調整中）
なお、受入れを希望する施設は5施設、受入れを希望する人数は10名。
- ・ 今後、第2期募集期間（8/1～8/15）、第3期募集期間（11/1～11/15）でも応援職員を募集。
- ・ このほか、6月4日から、全国社会福祉施設経営者協議会が、4施設に1名ずつの応援を実施している。

② 福祉人材の雇用確保のための取組み

- ・ ハローワーク福島に設置した「福祉人材コーナー」を中心に、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、就業に関するセミナー、社会福祉施設等への職場見学会、福祉関係就職面接会等を開催し、マッチングを推進。
- ・ ハローワークと福祉人材センター（福島県社会福祉協議会に設置）による合同就職面接会の開催。
- ・ 高校生を対象とした社会福祉施設職場体験事業の実施（福祉人材センター）。
- ・ しごと情報ネットや福祉人材センターホームページの求人情報について、相双地域等の求人を検索しやすくするための工夫について検討中。